4　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会（一般財団法人にあっては、評議員会）の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」欄に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」欄に次に掲げる事項（当該事業年度よりも前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）を記載すること。

①　辞任した旨又は解任された旨

②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第71条第３項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第71条第３項）の理由があるときは、その理由

③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項）の意見があるときは、その意見の内容

④　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項）の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

第２　附属明細書

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）附属明細書

１　損益の状況

（単位：千円、％）

項　　目	
1　共済掛金	
2　再共済収入	
3　支払備金戻入額	
4　責任準備金戻入額	
5　資産運用収益	
6　その他経常収益	
7　共済金	
8　解約返戻金	
9　その他返戻金	
10　再共済掛金	
11　支払備金繰入額	
12　責任準備金繰入額	
13　資産運用費用	
14　事業費	
15　その他経常費用	
16　法第20条繰延額（△）	
17　粗経常損益	
18　契約者割戻し準備金戻入額	
19　契約者割戻し準備金繰入額	
20　経常損益	
21　契約者割戻し還元率（％）	

（記載上の注意）

１　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

２　「粗経常損益」とは、上表の１から６までの合計額から同表の７から16までの合計額を控除して得た金額をいう。

３　「経常損益」とは、粗経常損益の額と契約者割戻し準備金戻入額の合計額から契約者割戻し準備金繰入額を控除して得た金額をいう。

４　「契約者割戻し還元率」とは、契約者割戻し準備金繰入額から契約者割戻し準備金戻入額を控除して得た額を粗経常損益で除して得た率をいう。

２　その他重要事項

（記載上の注意）

共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第31条の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）その他損益の状況の内容を補足するために必要な事項はその項目を掲げて記載すること

第３　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（共済団体）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		共済契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
		契約者割戻し準備金	
有価証券		代理店借	
国債		再共済借	
地方債		その他負債	
		借入金	
		未払法人税等	
		未払金	
その他の証券		未払費用	